

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社タダノ		コード	6395
提出日	2022/5/31	異動(予定)日	2022/6/24	
独立役員届出書の提出理由	①2022年6月24日に開催予定の定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ②「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」に一部変更が生じたため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	石塚達郎	社外取締役	○												△		訂正・変更	有
2	大塚聡子	社外取締役	○												△		訂正・変更	有
3	金子順一	社外取締役	○											○		新任	有	
4	藤沼宏一	社外取締役	○											△		訂正・変更	有	
5	村山昇作	社外取締役	○												○		有	
6	渡辺耕治	社外監査役	○												○	新任	有	
7	加藤真美	社外監査役	○												○		有	
8	鈴木久和	社外監査役	○											△			有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社の取引先である株式会社日立製作所の出身者ですが、直近の3事業年度における同社との取引の規模は、同社の年間連結売上高の0.002%未満であります。また、当社の取引先である日立建機株式会社出身者ですが、直近の3事業年度において、同社との取引の規模は、それぞれの年間連結売上高の0.1%未満であります。2021年4月より当社顧問として経営上のアドバイスを受けておりましたが、独立性に影響を与えるものではなく、2021年6月に社外取締役就任に伴い当社顧問を退任しております。	総合電機メーカー及び建機メーカーの経営者としての長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣から著しいコントロールを受けうる立場又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼさう立場ではなく、独立した立場から経営を監督できることが期待され、当社の経営に有効です。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある要件のいずれにも該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
2	2021年4月より当社顧問として経営上のアドバイスを受けておりましたが、独立性に影響を与えるものではなく、2021年6月に社外取締役就任に伴い当社顧問を退任しております。	国際宇宙ステーションのロボットアームの開発や男女共同参画委員会等で培った豊富な知識と経験を有し、経営陣から著しいコントロールを受けうる立場又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼさう立場ではなく、独立した立場から経営を監督できることが期待され、当社の経営に有効です。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある要件のいずれにも該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
3	2022年3月より当社顧問として経営上のアドバイスを受けておりましたが、独立性に影響を与えるものではありません。2022年6月24日に開催予定の定時株主総会において取締役選任された場合は、当社顧問を退任する予定です。	雇用・労働行政分野におけるコンプライアンス及び人財戦略に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、経営陣から著しいコントロールを受けうる立場又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼさう立場ではなく、独立した立場から経営を監督できることが期待され、当社の経営に有効です。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある要件のいずれにも該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
4	2020年12月より当社顧問として経営上のアドバイスを受けておりましたが、独立性に影響を与えるものではなく、2021年6月に社外取締役就任に伴い当社顧問を退任しております。	経済学に関する高い見識及び大学運営における豊富な経験を有し、経営陣から著しいコントロールを受けうる立場又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼさう立場ではなく、独立した立場から経営を監督できることが期待され、当社の経営に有効です。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある要件のいずれにも該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
5		経済、金融及び企業経営に関する豊富な知識と経験を有し、経営陣から著しいコントロールを受けうる立場又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼさう立場ではなく、独立した立場から経営を監督できることが期待され、当社の経営に有効です。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある要件のいずれにも該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
6		コンプライアンスに関する豊富な知識と経験を有し、経営陣から著しいコントロールを受けうる立場又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼさう立場ではなく、独立した立場から経営を監視できることが期待され、当社の監査体制に有効です。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある要件のいずれにも該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
7		弁護士としての専門的見地及び企業法務に関する豊富な知識と経験並びに社外役員としての経験を有し、経営陣から著しいコントロールを受けうる立場又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼさう立場ではなく、独立した立場から経営を監督できることが期待され、当社の経営に有効です。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある要件のいずれにも該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
8	2019年10月より当社顧問として経営上のアドバイスを受けておりましたが、独立性に影響を与えるものではなく、2020年6月に社外監査役就任に伴い当社顧問を退任しております。	企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンスに関する豊富な知識と経験を有し、また、SGSK株式会社においてIR・財務の分掌役員を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営陣から著しいコントロールを受けうる立場又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼさう立場ではなく、独立した立場から経営を監視できることが期待され、当社の監査体制に有効です。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある要件のいずれにも該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。

4. 補足説明

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性の要件のほか、独自に下記の「社外役員の独立性判断基準」を定めております。

<社外役員の独立性判断基準>

当社における、社外取締役および社外監査役（以下総称して、「社外役員」という）の独立性の判断基準について、社外役員が以下のいずれかの者に該当する場合、一般株主との利益相反が生じるおそれがある、経営陣から著しいコントロールを受ける者、あるいは経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者とみなして、独立性なしと判断します。

1. 当社の大株主または大株主が法人である場合は、当該大株主の業務執行者

※大株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいいます。

※業務執行者とは、業務執行取締役だけでなく、執行役、執行役員および使用人も含みます。（以下、同様です。）

2. タダノグループを主要な取引先とする者またはその業務執行者

※タダノグループを主要な取引先とする者とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%以上の支払をタダノグループから受けている者（法人・団体を含む）をいいます。

3. タダノグループの主要な取引先またはその業務執行者

※主要な取引先とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて当該取引先に対する売上高が、タダノグループの連結売上高の2%以上を占めている取引先をいいます。

4. タダノグループから多額の寄付を受けている者（法人・団体等の場合は理事その他の業務執行者）

※多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。

5. タダノグループから役員報酬以外に、多額の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等

※多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。

6. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族

(1) タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人

(2) 過去1年間において、タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者

(3) 上記1から5に該当する者

※重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいいます。

注：タダノグループとは、当社およびその連結子会社をいいます。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。